

# 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上の方を対象とした、「要介護者・要支援者の状態改善」や「元気な状態の維持」のための事業です。

要支援1・2の方、事業対象者の方

## 介護予防・生活支援サービスの種類と費用の目安

### 日常生活の手助けをしてもらう

#### 訪問型サービスA

掃除、洗濯、調理などが自分ではできない場合、生活支援サポーターが訪問して一緒に行うことで、出来ることが増えるよう支援してもらいます。



費用区分	1回あたりの自己負担額(1割の場合)
週1回の利用	220円
週2回の利用	220円
週3回の利用	233円

※ 1回につき45分以上1時間未満

※ 他に、新規にサービスを利用する場合、初回加算がかかります。(自己負担額1割の場合 200円)

	ハートくん訪問介護事業所	らんざん苑訪問介護事業所
電話	62-6652	63-1261
営業日	月～金曜日	月～日曜日
休業日	12月29日～1月3日	1月1日～1月3日
営業時間	8:30～17:15	8:00～18:00

～介護予防・生活支援サービスを利用するには～

## 介護予防ケアマネジメント



ケアマネージャーや保健師等がケアプランを作成して、安心してサービスを受けることができるよう、継続的に支援します。

## 訪問型サービスB(嵐山おたすけサービス)

ごみ出し、買い物代行、布団干し、電球の交換など日常生活上の困りごとを、ボランティアスタッフ(協力会員)に支援してもらいます。



費用	利用方法	登録・連絡先
30分 300円	会員登録が必要です	嵐山町社会福祉協議会 62-0722

## 基準型訪問介護

ホームヘルパーによる専門的なサービスが必要と認められた場合に利用できるサービスです。

- ① 認知機能の低下等により日常生活に支障があるような症状や行動を伴うケース
- ② 入浴、更衣等のなど自立生活支援のための見守り援助等身体介護が必要なケース 等



費用区分	1か月あたりの自己負担(1割)の目安
週1回の利用	1,168円
週2回の利用	2,335円
週3回の利用	3,704円

※ 他に、初回加算、介護職員処遇改善加算等がかかります。

# 施設に通う

## 通所型サービスA

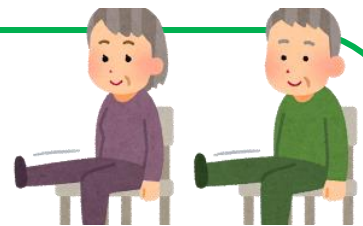
デイサービスセンターで、閉じこもり予防や自立支援を目的に、運動、レクリエーション、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の支援を日帰りで受けられます。

半日型(1時間30分以上3時間未満)			全日型(所要時間3時間以上)		
	1回あたりの自己負担(1割)の目安	利用回数		1回あたりの自己負担(1割)の目安	利用回数
事業対象者	278円	週1回	事業対象者	324円	週1回
要支援1	278円	週1回	要支援1	324円	週1回
要支援2	285円	週2回	要支援2	332円	週2回

事業所名	らんざん苑デイサービスセンター		デイサービスふるさと
区分	午前	午後	全日
サービス提供時間	9:30~12:29	13:30~16:29	9:00~13:00
電話	63-1261	63-1261	61-1651
昼食	なし	なし	あり(500円/1食)
入浴	なし	なし	あり
備考	機能訓練型(PTの処方に基づき看護職員が実施する) 昼食を希望する場合は、実費600円/1食		お茶代 30円/日 レクリエーション費 500円/1月 その他実費負担あり

## 通所型サービスC

日常生活の活動を高めるため、運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上を総合的にプログラムした短期的な教室です。



	元気はつらつ体操教室A	元気はつらつ体操教室B
実施期間	9月~11月	12月~3月
利用回数	週1回(全12回)	
実施日	水曜日 13:30~15:30	
定員	20人	20人
備考	費用：無料 会場：北部交流センター 送迎：あり スタッフ：健康運動指導士、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士他	

## 基準型通所介護

通所介護事業者の従事者による専門的なサービスが必要と認められた場合に利用できるサービスです。

- ① 通所型サービスA等、多様なサービスの利用が難しいケース、不適切なケース
- ② 専門職の指導を受けながら生活機能の向上のためのトレーニングを行うことで生活機能の改善・維持が見込まれるケース 等

認定区分	1か月あたりの自己負担(1割)の目安	利用頻度の目安
事業対象者	1,647円	週1回
要支援1	1,647円	週1回
要支援2	3,377円	週2回

※ 利用するメニューによって別に費用が加算されます。

※ 食費、材料費等は別途負担となります。

## その他の生活支援サービス

### 配食サービス



ひとり暮らしや高齢者のみで暮らしている方で、食事作りに支障がある、栄養が偏っている、食事が満足に摂れない場合、見守りを兼ねて弁当を配達してもらいます。

1食の自己負担額	310円
回数	週1~5回

介護予防・生活支援サービスについての相談は、地域包括支援センターへ

嵐山町地域包括支援センター  
(嵐山町役場 長寿生きがい課内)  
電話 0493-62-0718

